

概要

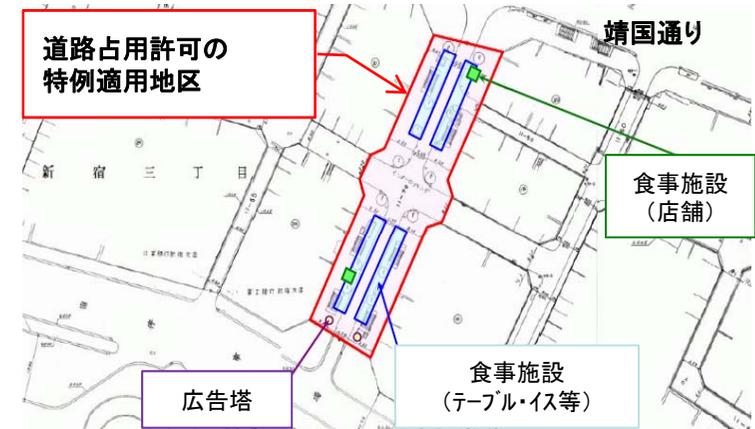
- **地区名** 都市再生整備計画「新宿駅・四ツ谷駅周辺地区」
- **道路管理者** 新宿区
- **所在地** 新宿区新宿三丁目モア4番街(3丁目25番先から20番先)
- **開始年度** 平成24年11月
- **占用主体** 新宿駅前商店街振興組合
- **実施事業** 常設オープンカフェ(食事施設)の設置による賑わいの創出
地域ルールに則った広告の設置による良好な景観の形成

- 経緯**
- 昭和60年頃、賑わい創出を目的として、新宿区と新宿駅前商店街振興組合が地域活性化を目的とした街づくり協定書を締結
 - しかし、その後も違法駐輪や違法駐車等が深刻化し、振興組合は区とともに改善策を模索
 - 平成20年頃から、地域の環境問題を解決する為に、道路空間でのオープンカフェ設置による賑わいを再生の取組みに着手
 - オープンカフェを社会実験として位置づけ、民間事業者が運営する独立型店舗を設置
 - 社会実験による違法駐輪等の課題解決効果が検証されたため、常設施設とすべく、特例道路占用区域を設定

- 区域設定**
- 道路幅員や交差点からの離隔距離等の条件から、占用物件を設置できる場所がかなり限定されるため、占用許可物件ごとに占用区域を設定
 - 警察協議において、店舗により生ずる死角への対策や、店舗陰からの歩行者飛び出し防止の措置、緊急自動車の通行に対する適切な処理等の指摘を受け、施設配置等を工夫

- 占用主体の選**
- 違法駐輪等の排除には、365日継続して営業する必要があるため、地元団体であることを重視
 - 社会実験の実施主体である振興組合を選定

位置図

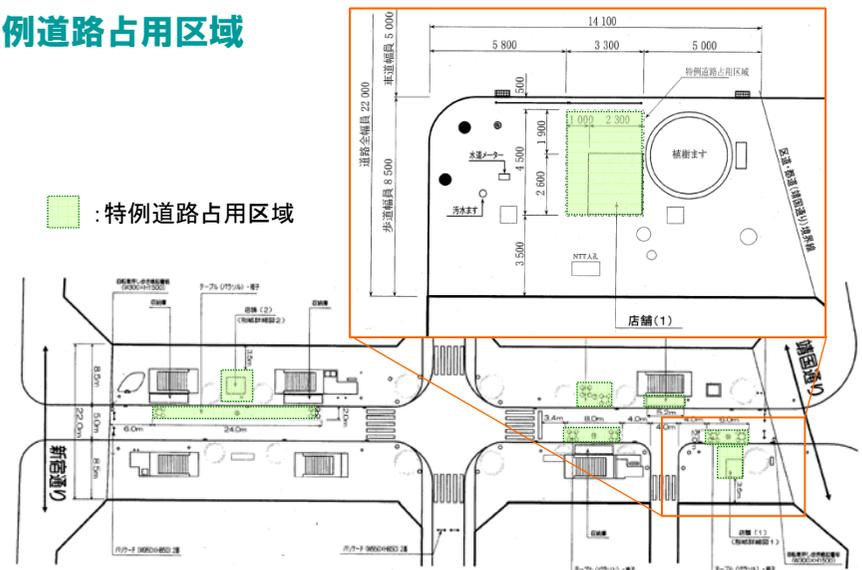


オープンカフェの様子



広告塔

特例道路占用区域



合意形成

- 社会実験期間中、新宿区、振興組合、交通管理者等を含めた協議会を設立し、継続的に協議を重ねてきた
- 上記の他、占用担当、事業支援担当、道路管理者とで本制度の適用に向けたプロジェクトチームを組み、合意を積み重ねながら協議を進めてきた
- 都市再生整備計画の策定に先立つ公安委員会との協議では、警察協議と同等の詳細な情報を提供することで、スムーズな同意につながった

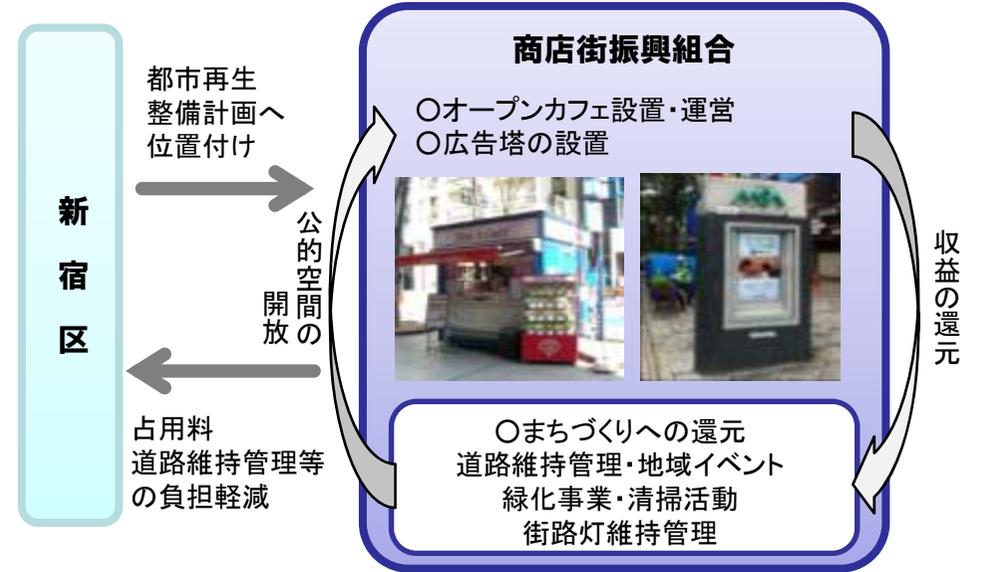
期間

- 都市再生整備計画の計画期間に準じ、4年と設定
- 占用期間の更新は、都市再生整備計画の更新に伴い実施する予定

効果と課題

- 警察協議では、歩行者等への影響がないことを具体的に示す必要があり、社会実験等の実施による検証が有効であった。
- オープンカフェを常設し、店舗運営者が継続的に道路の管理を行うことから、違法駐輪等の問題が解消
- 休日にはオープンカフェ店舗に行列ができるほど盛況となり、街に賑わいが創出
- 広告収入により放置自転車解消の啓発活動等が継続でき、通行者の安全・安心が向上
- 公安委員会と建築審査会の協議がボトルネックとなっていたが、事前協議等により丁寧な合意形成を図ることが必要

スキーム図



導入手順

